

## 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、被災住宅の早期復興に資するため、大分市（以下「甲」という。）が、災害発生時に大分市地域防災計画に基づき実施する住宅相談等の施策に関して、住宅金融公庫南九州支店（以下「乙」という。）協力を求めるにあたり必要な基本的事項を定めるものとする。

(臨時住宅相談窓口の設置)

第2条 乙は、甲と協議の上必要と判断される場合には、速やかに被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に対応するための「住宅相談窓口」を臨時に開設し、市民の住まいに関する「復興に資する情報」を提供することとする。

2 「住宅相談窓口」の開設にあたって、甲は必要に応じて場所の確保に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、甲の要請に応じて職員を派遣し、被災した市民の速やかな復興を支援するものとする。

(復興に向けた諸制度の周知)

第4条 甲は、乙が実施する「災害復興住宅融資」について、市民への周知に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する住宅復興関連施策について周知を行うものとする。

(被災者となった債務者への支援)

第5条 乙は、諸規定に従い乙の住宅融資に係る債務者のうち被災した市民に対する住宅ローンの支払いの猶予や返済期間の延長などの措置を講ずるものとし、併せて当該措置について、市民に対して積極的に周知を行うものとする。

2 甲は、当該措置について市民への周知に努めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する窓口は、甲においては大分市土木建築部建築指導課、乙においては住宅金融公庫南九州支店事業融資課公共業務担当とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が十分な協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、平成17年3月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成17年3月1日

甲 大分市  
代表者 大 分 市 長 釘 宮 磐

乙 住宅金融公庫南九州支店  
代表者 南 九 州 支 店 長 村 岡 健 治